

- 電気通信事業法の適用対象は、通話・コミュニケーションをその提供のために必要な電気通信インフラと一緒に提供するような電話・FAXなどのようなサービスから、通話・コミュニケーションサービスとあらゆる分野のサービス提供に必要な基盤（情報通信基盤）に軸足が移ってきている。
- 電気通信事業法の適用対象を見直す際には、通話・コミュニケーションサービスと情報通信基盤のみを対象とすべきであり、金融・医療・交通等の個別分野のサービスには、分野ごとに個別の業規制が行われる。

